

町民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

町の申告受付について

- ▼期間 2月17日(月)～3月16日(月)
- 土曜、休日の閉庁日を除く。
- ▼場所 役場4階第1会議室
- ▼受付時間 9時～11時45分、13時～16時

町民税申告

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料になります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

- ▼持ち物
 - 申告書(町会場にて配布有)
 - 印鑑
 - 源泉徴収票・各種控除証明書
- ※医療費控除を受ける方は、合計額を計算し、明細書を作成してください。(詳細は、広報1月号を参照ください。)
- 本人確認書類(個人番号カードまたは通知カード・身元確認書類)。写しの添付でも可。
- ※代理・郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

町民税申告書の送付

前年の提出状況等により申告が必要と思われる方には1月下旬に送付しました。窓口配布についても同時期で開始しています。

確定申告

年金・給与収入のみの簡易な確定申告(申告書A)
 ※右記載以外の確定申告の相談・申告は、税務署が開設する会場でお願いします。
 ▼持ち物は、町民税申告と同様ですが、本人確認書類は、写しの添付が必要です。
 所得税の還付がある場合は、申告者名義の振込先が分かるものをご持参ください。
 ※年金の源泉徴収税額には、生命保険料や地震保険料、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されません。各種控除を受ける場合には確定申告、確定申告が不要の方は、町民税申告が必要です。

確定申告について

平塚税務署 ☎(22)1400
 町民税申告について
 税務課 ☎内線253

注意事項

- ・医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- ・公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町民税の申告が必要です。
- ・公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各控除がある場合は町民税の申告が必要です。

